別表第一号一(3)アの表中

										○	○	○	○	備設線無の号一十七第項一第条二第

を

										○	○	○	○	備設線無の号一十七第項一第条二第
注○23										○	○	○	○	備設線無の号二十七第項一第条二第

に改め、同表の注に次のように加える。

23　二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

様式第七号注4の表中

										○			
										○			

「第2条第1項第71号に掲げる無線設備　ＹＴ」を

										○			
										○			

「第2条第1項第71号に掲げる無線設備　ＹＴ
第2条第1項第72号に掲げる無線設備　ＲＢ」

に改める。

（電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、無線設備規則別表第三号の改正規定中「同表36(2)を削り、同36(3)イ中「14(3)イ」を「14(2)イ」に改め、同(3)を同36(2)とし、同36(4)中「14(4)」を「14(3)」に改め、同(4)を同36(3)とし、同36中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする」を「同表37(2)を削り、同37(3)イ中「14(3)イ」を「14(2)イ」に改め、同(3)を同37(2)とし、同37(4)中「14(4)」を「14(3)」に改め、同(4)を同37(3)とし、同37中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする」に改める。